

(北海道自転車条例) 知っていますか？

平成30年10月1日から
レンタサイクル事業者・事業者は、
自転車損害賠償保険等への加入が

義務

となりました。

北海道では、自転車利用者・歩行者の安全確保を図りながら、
自転車の持つメリットを生かし、環境負荷の低減や
災害時の交通機能の維持、さらには道民の皆さんの
健康増進などを目指して
平成30年4月1日から「北海道自転車条例」を施行しました。

条例では、自転車の安全な利用のため、乗車用ヘルメットの着用や、
自転車の側面への反射器材の着用のほか、万が一の事故に備え、
自転車損害賠償保険等への加入について規定し、
特に、レンタサイクル事業者・自転車を業務で使用する事業者の皆様へは、
平成30年10月1日から保険への加入を義務化することとしています。



北海道自転車条例 自転車損害賠償保険

検索

お問い合わせ:北海道環境生活部くらし安全局道民生活課
TEL:011-204-5219



お客様や従業員の安全・安心が第一!

レンタサイクル事業者の皆様へ

有償・無償を問わず、自転車の貸出を行っている方が対象となります。
自転車のメンテナンス不良で他人にケガをさせた場合に補償する損害賠償保険(施設賠償責任保険等)のほか、利用者の運転ミス等に起因する事故で他人にケガをさせた場合に補償する損害賠償保険等に加入してください。

事業者(個人事業主を含む)の皆様へ

業務中の自転車事故は、個人で加入している保険(個人賠償責任保険等)では、補償の対象外となりますので、事業者向け(施設賠償責任保険)に加入してください。

施設賠償責任保険等の対象事例



従業員が自転車を利用して業務(おつかいを含む)を行う場合

損害賠償保険等の対象事例



自転車の借主が他人にケガや損害を与えた場合

自転車の事故で高額な損害賠償を求められる事例が発生しています。

男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は意識が戻らない状態となった。

高額賠償事例(平成25年7月神戸地裁)

9,521万円



従業員の安全のために乗車用ヘルメットの着用にも努めましょう!

